

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
7月21日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 三
  - 保安林指定の解除 (秋市) (森林整備課) ..... 三
  - 道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 三
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課) ..... 三
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) ..... 四
  - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 五
- 公安委告示
  - 警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 五
  - 公安委公告 ..... 五
  - 契約の締結 ..... 六

### 山口県告示第二百七十九号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年七月二十一日から同年八月十日まで

の間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社  
住 所 大阪市淀川区加島三丁目一六番八九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場  
所在地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	使 用 開 始 年 月 日	使 用 時 間 間 隔
四七―二	六	平成二九、 九、一	平成二九、 九、一	平成二九、 九、一	断 続 五 時 間 変 動 な し

備考 「四七―二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する混合施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等		汚 染 状 態		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	最 大	値	
四七二	七	九	二、〇〇〇	三、〇〇〇	五
			四〇	四〇	六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
凝集沈殿施設	鋼鉄製	七、二〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃
活性汚泥処理施設	鉄筋コンクリート製	三、四二〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等		汚 染 状 態		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	処 理 前	処 理 後	通 常	最 大	最 大	値	
活性汚泥処理施設	八・五	七・五	二七六	三九〇	九二	二二〇	三、一〇一
凝集沈殿施設	〃	〃	四一	六〇	三四	五〇	三、六〇一

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	〃
	浮遊物質量 ( $mg/l$ )	動植物油脂類 ( $mg/l$ )	〃
	窒素 ( $mg/l$ )	リン ( $mg/l$ )	〃

No. 1	排	水	口	七・五	七・二	八・二	二二・五	一九・五	一二	二〇	一	八・九	一二・三	〇・一	〇・五	一三、六二〇	一四、四〇〇
-------	---	---	---	-----	-----	-----	------	------	----	----	---	-----	------	-----	-----	--------	--------

**山口県告示第百八十八号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
清水歯科医院		周南市大字久米三四一の一の八	山口県知事	平成二九、五、三一
杜本歯科医院		玖珂郡和木町和木四丁目一四番九号	山口県知事	平成二九、二、二〇
くすのき薬局		宇部市大字船木六八二の一	山口県知事	平成二九、五、三一
西村薬局		周南市速玉町四番七号	山口県知事	平成二七、八、〇

**山口県告示第百八十一号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
しんでん歯科医院		防府市大字新田九一五の二	山口県知事	平成二九、七、一
清水歯科医院		周南市大字久米三四〇三の一	山口県知事	平成二九、六、〇
くすのき薬局		宇部市大字船木六八二の一	山口県知事	平成二九、七、一

**山口県告示第百八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
萩市大字明木字横瀬仏木一八〇〇の一四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第百八十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指 定 年 月 日
下松市生野屋西二丁目二六一の四	四・〇	五・〇	平成二九、七、七



(三二七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年七月二十一日から同年十一月二十一日までの間、山口県商

工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 プリムールあおい

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 所在地 山口市葵一丁目三四〇二  
 名 称 住 所 代表者の氏名

エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中川 裕  
 発株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	牧 貞夫	中川 裕

四 届出年月日

平成二十九年七月五日

五 変更年月日

平成二十九年六月二十二日

(二一八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年七月二十一日から同年十一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク慶万店

所在地 周南市慶万町一八三三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所 代表者の氏名

名 称 住 所 エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中川 裕  
 発株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	牧 貞夫	中川 裕

四 届出年月日

平成二十九年七月五日

五 変更年月日

平成二十九年六月二十二日

(二一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年三月三日山口県公告(五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年七月二十一日から同年八月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグコスモス玖珂店

所在地 岩国市玖珂町一―一六の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年三月三日山口県公告(五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市

から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十九年七月二十一日から同年八月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ハイパーモルメルクス宇部  
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(二二二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市潮音町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
周南市鐘楼町三番一号
- 三 和土地建物株式会社



山口県公安委員会告示第三十三号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年七月二十一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。))第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十九年九月四日(月曜日)から同月七日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月八日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで  
イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十九年九月七日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月八日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分  
法第二条第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。  
ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者  
イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。))第一条第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上



(二) 第二号警備業務に従事しているもの  
追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のAからオまでのいずれかに該当する者  
三 受講申込書の受付期間  
平成二十九年七月三十一日(月曜日)から同年八月四日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のAに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警

察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

## 公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

交通管制センター中央処理装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年六月六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

六 落札金額

四百四十四万二百四円

七 入札公告日

平成二十九年四月二十八日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格